04 総務省(構造改革特区21次検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置内容		プロジェクト名	提案 事項 管理 番号	都道府県	制度の所 管・関係省 庁
040010	コミュニティFM 局空中線電力 見立りの規制緩 和	基幹放送用周波 数使年期計 63年期改省 第661号 2 度 基 2 度 2 度 2 度 2 度 3 度 3 度 3 度 3 度 3 度 3 度	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとす	現行法で規定されるコミュニ ティM局空中線出力は20W である。出力数を地域の現 状、実情に合った出力数に設 定できるよう緩和を求める	現行制度では限られた地域のみの放送エリアであるため(中心市の飯田市周辺)、東日本大震災のような大災害時に生活圏を一にしている当地域まで築き筒報や地域情報が伝からない。また災害発災後の災害を服局発定では、災害FM局の告知、放送に勝れるスタッの手配など、地域に受け入れられるまで多大な日数を要し、災害発生初期段階において必要な情報が手に入ないなど不都合を生しる、大震災の状況を踏まえ、生活圏を一にする地域においては、平時における情報共有や放送施設の共有が必要。(何かあったらいいだ肝板送海にあれてを乗取するには空中線電力の地域においては、平時における情報共有や放送施設の共有が必要。(何かあったらいいだ肝板送海にあれて世界が受ける。)、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	С	IV	(a:接案とおりに規制改革ができない理由) 住民への災害情報の伝達手段については、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定性が公共機関として、災害時における避難動性の伝達や有事を生時における情報伝達について法的資務を負い、かつ、「あまれく普及養務」を負ったNHK及び県域の民故事業者によるテレビ、ラジオが確保しているところであり、災害時におけるコミュニティ放送は、あくまでそれらを補完する位置付けのものである。 コミュニティ放送局は、放送対象地域が原則、一の市町村(特別を含み、地方自治法(昭和二十二年注得第六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ。)の一部の反域に限定され、かつ、空中線型の上限を長原型200米までと規制(注)される代わりに、現域の民故事業者に適用される公募方式、鼓顯処理、比較審査等の手続きを整ることなく、開場かつ迅速な手続きた(無主義)で開局を可能としているのはありまめ、大力では一般が認められる場合の要件について、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化、平成24年2/15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミュニティ放送局の世力500%を認められている。 (を)200%間が認められる場合の要件について、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化、平成24年2/15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミュニティ放送局の町から認めらないとのである。 (を)200%間が認められる場合の要件についるのは、コニティ放送局の可能とするためのもの。出力200%型の例外が認めることは、現在、想定している範囲以上に、影響エリアを拡大することとなり、総体的に、開設できるコミュディ放送局の数を減少させることになるもの。提案の理由として、中継局の設置と考したという方法を受望されていない市区町村における新規開局機会の確保という規定あから、中継局の設置と表されているが、北海、日本に対策を対しまれているが、北海、日本に対策を対しまれているが、北海、日本に対策を対した。日本に対策を対した。日本に対策を対した。日本に対策を検討しただきたい。 【b:検討した代替案の内容とその代替案を検討した理由】コミュニティ放送局の放送区域の拡大については、現代制度においても審査基準に適合していれば中継局の設置とより可能であるところ。上記の理由から、ご提案の地域をカバーする方法としては、中継局の設置を検討しただきたい。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 0 0 公 3 が だFM放送機 0 0	長野県	総務省
040020	地方保存と同様の に、形態見相がは、 が表現に相対の が表現に任用用明確な に、のかとし がある。 は、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに	地方公務員法第 24条第5項	職員の勤務時間その他職員の 給与以外の勤務条件を定める に当つては、国及び他の地方 公共団体の職員との間に権管 を失しないように適当と考慮が 払われなければならない	び他の地方公共団体の職員 との間に権衡を失しないよう に適当な考慮が払われなけ	が必要である。 常勤職員を原則とする公務の運営の例外として設けられた任期付職員制度は、一定期 間における特定業務の従事で5年以内の任期としており、住民の健康と命を守り続ける必	С	I	公務の運営については、公務の中立性の確保、職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤プルタイム職員を中心として行われている。 任期付取時間勤務制度によのような原則の例外として、一定の制間における特定業務に従事する場合に限り、かつ基本的には他の職人集動することのないととを想定して導入されたものであり、短時間勤務職員を任期の定めなば採用する場合には、人事に置立さる長期的な人事管理に国際が予想されること等から、任期の定めのない短時間勤務制度の導入は不適当である。 おいていていていていないものであり、地方公務員法第24条第5項の適用の緩和により、導入が可能となるものではない。		1 0 0 4 三次市 1 0	広島県	総務省
040030	市議会議員選選制における選動用ビラの頒布	公職選挙法第14 条第1項、第11 項	地方選挙においては、都道原 かなび市前村長の選挙に ついて、選挙動のために選挙 運動用ビラを頒布することが を表した。地方選挙においては、 都道府県は、市長の選挙につい して市は、それ名条例で定 めるところにより、ビラの作成に ついて無料とすることができ る。	指定都市以外の市の選挙運動において、長の選挙の場合において、長の選挙を明合における、公職選挙法第10至条第1項の規挙法第142条第11項の規定を準用し、ピラを頒布でき、条例できめることによりピラ	近午、地方議会議員选手の技宗学が成下していることから、印議会議員の选手運動にあ	С	I	地方の首長選挙における、選挙運動用ビラの頒布については「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関 る特別委員会」の委員長提案による公職選挙法の改正により、平成19年3月からその頒布が解禁されたと 1 地方選挙におけるビラ頒布の更なる拡大については選挙運動のあり切方にかかわる問題であり、現行の首号 選挙におけるビラ頒布の実施状況等も踏まえつつ、他方、金のかからない選挙の実現という観点にも留意しまずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。		1 0 0 0 5 川口市 0 1	埼玉県	総務省

04 総務省(構造改革特区21次検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名 提案事項管理番号	##+##	都道府県	制度の所 管・関係省 庁
040040	公職選挙法に おけずなの妻の 特別(法之59 条の2)」の不 適用		に逃争において再び当遇人となった場合は、当該選挙がなかった場合は、当該選挙がなかったものと見なして公職選挙法第259条の規定が適用され、その任期は従前の任期の残任期間となる。なお、新たに、	選挙の選挙期日に合わせて 辺難し、市建会議員選挙と議員 近難し、市建会議員選挙と執行した場合 、公職選挙を執行した場合 、公職選挙法第259条の とで規定されている「地方公 共団体の長の任期の起算の 毎月を選挙の日とする。 な近、本特例の週用に当るな 近談子日にのの週用に当るな と選挙日に対しては、議会選挙と合わせ場が あり(長の恣意的な設定では ない)、一定期間前までに任	実施内容 公職選挙法(以下、「法」という。)第259条の2の規定によれば、退職を申し出た者が、当 静申立てによって執行される市長選挙に当選したとき、その者の任期は、退職前の任期を 引き継ぐこととされている。 本提案は、議會市長及び所沢市長が、市議会議員選挙と同日に長の選挙を行うことを目 的として退職の申立てを行い、同選挙に立候補し、当返した場合、法259条の2の規定を 適用せず、任期を通常と同様に選挙の目から表し、当返した場合、法259条の2の規定を 適用せず、任期を通常と同様に選挙の目から記算本の日程を一定期間前に住民に告 加することとする。 「提案理由 今回の提案は、主権者の意思を市政に反映させる重要かつ基本的機会である選挙への 市民の意識・関心を高め、また、選挙の効率的な執行を図ることを目的としたものである。 そもそも、法第259条の2の趣旨は、 ()長の副にあるものが、自らの選挙と都合のよいときに退職することを防ぐ 2長が法定の任期を忠実に履行する という2点にあると考えられる。 しかしながら、鎌倉市及び所沢市においては、 ()長の選挙と約(マニフェスト)に沿って、市議会議員選挙との同日選挙を前提とした退職 を想定しており、恣意的に選挙等期を設定する意図しない。 2 市議会議員選挙の執行日から長の任期高ブ日まで約半年しかなく、ほぼ任期を全うす 3 市場の議算と近年の発売日から長の任期高ブ日まで約半年しかなく、ほぼ任期を全すす 3 市場の議算による経費の報によったものというと表のよります。 3 市場の選挙による経費の課題が及び投票率向上を訪えて当選した経緯があるといった時報を適用する各種的選及び投票率向上を訪えて当選した経緯があるといった時報を適用する各種的選及び投票率向上を記えて当選した経緯があるといった時報を適用する各種的選及び投票率向上を形えて当選した経緯があるといった時報を適用する各種的選出があるものと考える。 選挙等におき役別表となの発生が場待できる。	С	I	長の職にある者が、自己の選挙を有利に導くために、法定の任期間忠実に職責を履行せず、選挙に都合の 良いときに選慮しようとすることを防ぐため、公職選挙法第259条の2において、退職者が当選した場合の任 財の特例が設けられているものであり、市長選挙と市議会議員選挙と同日に行えるようにすることのみを目 的として同家以定の通用を除かすることは、同家の趣旨を決却するものであることか。対応することは 難であると考えられる。 なお、市長選挙が退職の申立て以外の事由で行われるものであれば、当該特例は適用されないものであ る。	1 0 1 5 0 1 0	鎌倉市、所沢市	神奈川 神泉県	総務省
040050	コミュニティ放 送局に係るの増 中線電力の緩和 力要件の緩和	基幹放送用周波和 数使用制造(昭示 第661号) 電差沒用成13年 電差沒用成13年 等67 等67 等67	空中線電力は、原則として20W 以下で必要最小限のものとす る。		コミュニティ放送局の空中線電力を常時増加して、放送区域を拡大し、防災・災害情報などを市民に伝える媒体として、有効活用することを目指す。現代の審査基準では、他の無線局に混信を与えないこと、世帯カバー率向上のために空中線電力の増加以外に方法がいことなど、4つの要件をすって高たした場合に限って20Wを超える空中線電力が認められるが、限られた地域のみでしか要件を満たすことができない。このため、他の無線局に混信を与えないという要件のみを満せば、20Wから100Wまでの地域の実情に応じた空中線電力を認めることと、世帯カバー率の向上と中継局設置コストの低減が図れる。 提案理由: 東日本大震災では、停電及び道路・橋梁の寸断、燃料不足等が生じ、災害情報を全世帯に周知することが不可能となった。一方で、コミュニティ放送は、市民に対して、本市に特化したきか細かな防災・災害情報を迅速かつ的確に提供できる媒体として重要な役割を果たしいる。 一般で表しまり十分に原址が行るといるでは、一般での発生を対している。 一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	С	īV	[a: 提案とおりに規制改革ができない理由] 住民への災害情報の伝達手段については、防災行政無線のほか、災害対策基本法に基づき指定公共機関、指定地入交集機能して、災害時における理難的をの伝達や有事発生時における情報伝達について法、的責務を負い、かつ、1 あまねく書及高務」を負ったNHK及び県域の民放事業者によるテレビ、ラジオが確保されるところであり、災害時における国宝ニティ放送点、あくまでそれらを補完する位置付けのものであるところころであり、災害時におけるコミニティ放送点、あくまでそれらを補完する位置付けのものであるとコミニティ放送局は、放送対象地域が原則、一の市町村(特別区を含み、地方自治法(昭和二十二年法律策六十七号)第二百五十二条の十九に規定する指定都市にあつては区とする。以下同じ、3の一部の区域に限定され、かつ、空中報電力の上を機能する対定都市にあっては区とする。以下同じ、3の一部の区域に限定され、かつ、空中報電力の上を観りでは一般では一般では一般では一般である。(注注200年起が認めされる場合の要件について、平成21年7月31日付けをもって、基準を明確化。平成24年2月15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミュニティ放送局の出力電波によって同一周波数帯を15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミュニティ放送局の出力電波によって同一周波数帯を15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミュニティ放送局の出力電波によって同一周波数帯を15日に、例外的な出力の第1号として、北海道権内市のコミューティ放送局の出力電波によって同一周波数帯を15日に表立しているの。出力2004周のの影響とリアをできるがは対している範囲以上に、影響エリアを拡大することとなり、24年の1日に対しているでは1年のよりに対している範囲以上に、影響エリアを拡大することとなり、1年の第1日に対しているが開設であるコニティ放送局が関係して、1年間の設置を検討しただきたい。 [b: 検討した代替家の内容とその代替家を検討した理由) コミューティ放送局の対象となの代替家を検討した理由) コミューティ放送局の放送と検討した理由) コミューティ放送局の放送と検討したに連に、1年組局の設置を検討しただきたい。	1 0 0 1 6 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0	登米市	宮城県	彩務省
040060	美術館展示室での誘導灯表示要件の緩和	消防法施行規則 第28条の3第4 項第25号 誘導灯及び誘導 機維持ガイドライン について(平成1 1年9月21日付 け消防予第245		「あいちトリエンナーレ」において、美術館展示室でインスタレーション作品等を展示する際。看視員を配置することにより、禁運びの表示を覆い	【事業内容、提案理由】「あいちりまける現代美術の国際展では、多くのインスタレーション作品が「あいちりエンナーレ」とは一名の場所限定で制作され、空間全体を作品としているため、その空間(展示室)内の誘導なりのにしまうケースが多い。また、近年、照明を落とて、一造作業の作品であらい着なかれてしまうケースが多い。また、近年、照明を落とした状態での展示や、映像作品による暗室での展示が増えており、そうした中で誘導なが作業がしたい状態での展示や、映像作品による暗室での展示が増えており、そうした中で誘導なが作業がセコレーターからも誘導なり表示部分を覆い隠したいとの要望が多い。本特例措置により、作家の意図するとおりの作品展示が可能となる。 (代替相置)展示室内には看視員が常時配置されていることから、その看視員により避難誘導など安全確保は図れると考える。	D	-	消防法令で規定されている消防用設備等は、一般的に火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならないものである。 消防用設備等の一つである誘導灯については、屋内から直接地上へ通ずる出入口、際段、廊下等の有効に 避難できる網を表示しては当該解析に安全かつ迅速に誘導することを目的として、消防法令において、選出 上有効となるよう設置し、常時、一定の明るさで成灯することを義務付けている。なお、崩壊における上映中な ど特に暗さか多度とされる場合には、部分、といる場合には一部がよりなるとを 置している場合に限り、上映中等の使用されている時間内に誘導が名消灯することができることしている。 誘導灯の表示を観い間に大場合には、その機能が有効に発揮されないことから、一般的に誘導りの表示を にいる場合に取り、大明本の場合では、その機能が有効に発達されないことから、一般的に影響がの表示を い間すことは起められないが、消防長等が個々の防火対象物の位置、構造や設備の状況等を考慮して、火災 の発生や延復のおそれが軽しく少なく、かつ、火災による被害が最少限度にとざまると判断に活場合には、消 防法施行令第32条において、消防用設備等に関し、上記の規定を適用しないことを認めている。	あいちトリエン ナーレ特区 2 8 0 4	愛知県	愛知県	総務省

04 総務省(構造改革特区21次検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名 提案 事項管理 番号	提案主体名	都道府県	制度の所 管・関係省 庁
040070	フォーマンスを	火災予防条例 消防法第7条、1 7条、17条の3	合には、消防用設備等の設置 及び維持については、原則とし て変更前の用途に応じた技術	期間中は、まちなかの建物などで用途区分変更の届出を することなく(現状の用途区分	【事業内容、提案理由】 「あいち・リエンナーレ」は、アートの「まちなか」での展開を大きな特徴としており、まちなかの空ビルや屋外で展示や・パフォーマンスを実施している。まちなかの建物によっては、不特定多数の観客が入場する催物を実施する場合、現在の用途区分・事務所用途等)のままでは消防法に採恤するという整合があり、運動や使用方法によっては月起区分変更の届出が必要となる。 用出が必要となる。 用造区分の変更のためには、あらかじめ消防設備等の増設が必要となり、経費面から実施を断含することに至る場合や、そもそも提物によっては対応が不可能な場合が多い。本特例措置により、ドリエンナーレ開催期間中は、現状の用金の分割まで展示やパフォーマンスの実施が可能となる。なお、こでも誘導材の設置や表示が必要とされる場合は、看視員を配置することで、代替できることとされたい。	D	-	各市町村が制定している火災予防条例については、各市町村の責任により運用されているものであることから、火災予防条例に基づく使用開始届の提出義務の有無等については、各市町村に相談されたい。また、用金寮里にあたるかどうかの判断についても、個々の防火対象物の実態に応じて消防長等か用参いで表しまった。当時、かつ、変更後の用途が不得を多数の者が削用するものであることから消防法第17条の2005第2項第4号に規定する「特定防火対象物」に該当することになる場合で、こいては、火災の発生時の危険性が高いとに鑑か、変更後の用途に欠した消防用設備等の設置及び維持が義務付けられることになる。 ただし、消防長等が個々の防火対象物の位置、精造や影像の状況等を考慮して、火災の発生や延振のおえただし、消防長等が個々の防火対象物の位置、精造や影像の状況等を考慮して、火災の発生が低が高い大き、大だし、消防長が個々の防火対象物の位置、精造や影像の状況等を考慮して、火災の発生が直接のおよりな物のである。	が あいちトリエン ナーレ特区 0 5 0	愛知県	愛知県	総務省
040080	主催の各種講	人法(平成15年法	地方独立行政法人は、その 業務に関して料金を徴収すると きは、あらかじめ、料金の上限 を受け、設立団体の長の記 を受けなければならない。 設立団体の長は、当該認可 しようとするときは、あらかじ め、議会の議決を経なければ ならない。 変更に係る手続きも同様。	されている料金徴収について、料金の上限を決めてあらかじめ議会の議決を経て設立団体の長の認可を得なければならないが、この手続きを経ないで公開講座等につ	公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。 授業料等以外の公開講座科金については法人が自由に設定し、徴収できるように規制 緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開講座の収支 が改善されることで、法人の経営改善及び自立性向上を図る。 提案理由: 現行法の規定では、学位及び資格に関係しない公開講座の料金を授業料等と同等に扱 りなければならず、公開講座の料金を収についても議会の議決を得る必要がある。 公開講座としては、内容が様々で稀なケースまでを想定して議会の議決を得らび表がある。 などにあ、手続が煩雑で料金設定をしづら、積極的に公開講座を行う意欲を削いでいる。 議座の料金板切について法が自由に設定できれば、公開講座に係る資料を負担しなければならないという法人の負担が軽減でき、設定した上限金額に制限されることがないため、講座内容の自由度も増し、開催意欲も出る。	С	I	地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第23条は、地方独立行政法人が行う業務に関して料金を徴収する際にあらかじめ「料金の上限」を定め、議会の議決を経て、設立団体の長の認可を受けることとしている規定である。この規定は、地方公共団体が自ら事業を実施する場合にはその使用料の関は議会の判断とされていることと、地方独立行政法人の自主性・同様性とのパランスを考慮して設けられた規定であり、「料金の上でいることと、適当ではない。限」についての議会の議決や改立団体の長の認可を不要とすることは適当ではない。 取」についての議会の議会の場合においては、公開議をの料金の上限について一度手続を軽て定めれば、個別の公開議をごとに設立団体の長の認可等を受ける必要はないものである。	. 2 8 0	愛知県	퓿知県	総務省文部科学省
040090	示を実施でき		市街地につき、住居表示を実施することにより、地帯によっていて住居の表示を合理的な分かりやすいものとし、市民生活の便宜を向上させ、公共の福祉の増進に責している。	市街地に限定した住居表示に関する法律について、農村部への拡大を可能とする。	農村部における住所の小字表示について、地名(集落名)を表示することにより、居住者や観光客の利便性向上を目指す。 提案理由 本町においては、都市計画区域内の約266kmにおいて、広大な面積の大字小字単位住所となっていることから、住所を示まれても、どこに居住しているか即客が困難である。日常では地名(集落名)を示してもらうことでコミュニケーションをとることができるが、許多では概念から取ら、有も多く、自分の住む地名が判別しない町氏も多く見受けられる。また、一例では、参記第上では影場の大字部入で予報道下を必要といる場面に立るので、よきな支払がか容易になる。このよから、予報道下を一ツ機と16年前の第一は一ツ機と19年前である。このように小字の名称が地名と一致せず、さらに、地名の区域には複数の小字が存在し、地名の区域に対象・小字の格が地名と一致せず、さらに、地名の区域には複数の小字が存在し、地名の区域に対え、中で、19年前を行っている。このように小字の名称が地名と一致せず、さらに、地名の区域には複数の小字が存在し、地名の名域に大字の区域には一致していない。また、小字が複数の地名にまたが合ものもある。 現在、市街地の外の手法を定めた住居表示に関する法律について、「市街地外においては地名を表示することができる。」といった条項を加えることが可能になれば、既存の小字、地番を投上まま住居表示に埋した地名表示にすることができる。本町の大部が全もめる都市計画区域用途無指定エリアや、都市計画区域外への波及効果は大きく、さまざまな利便性が生まれてくるものと考える。	D	-	住居表示に関する法律(昭和37年法律第110号)における市街地は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第8条第1項第2号に「当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している」とある市街地と同じ意義であり、常識上の概念で、客観的に市街地という場合とは多てはまる地域を指すものです。また、市町村の区域内における市街地の景体的な認定は当該市町村が行うものです。なお、現在市街地ではないが今後市街地になるであろう地域について、市街地と定めて住居表示を実施することは差し支えないと考えます。	1 0 3 7 7 0 2 0	那須町	栃木県	総務省